

## 第2回天栄村農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年2月17日(金) 10時00分～10時58分

2 開催場所 天栄村役場 正庁

3 出席委員 (9人)

9番委員	内	山	正	勝
8番委員	円	谷		要
1番委員	松	崎	兵	一
2番委員	塩	田	善	大
3番委員	小	針	重	男
4番委員	石	塚	繁	男
5番委員	佐	藤	正	尉
6番委員	常	松		栄
7番委員	佐	藤	光	榮
	大	須	賀	隆
	佐	藤	惠	司
	小	板	橋	正
	金	子	光	彌
	車	田	敏	和

4 欠席委員 (0人)

5 議事日程

報告第1号 農地賃貸借の合意解約について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請適否決定について

議案第2号 令和4年度農用地利用集積計画適否決定について

議案第3号 令和5年度農作業労働賃金標準額の設定について

6 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 黒澤 伸 一

農業委員会書記 高津 優

事務局長 定刻になりましたので、次第により進行させていただきます。  
開会を職務代理よりお願いします。

職務代理 ただいまから、令和5年第2回天栄村農業委員会総会を開会致します。  
事務局長 続きまして、会長よりご挨拶をお願い致します。

会長 (会長挨拶)

事務局長 天栄村農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が議長になることと  
なっておりますので、会長よろしくお願い致します。

会長 しばらくの間、議長を務めさせていただきます、よろしくお願い致します。  
出席、本日の出席委員は9名です。よって天栄村農業委員会会議規則  
第6条の規定に基づきまして、本委員会は成立しております。議事録署名  
委員の指名については7番委員、8番委員の両名をお願い致します。それ  
では議事に入ります。

議長 報告第1号「農地賃貸借の合意解約について」の件を議題といたします。  
事務局より説明願います。

事務局 (1ページ～2ページ朗読)

議長 説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(10:07決定)

議長 続いて議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請適否決定につい  
て」の件を議題といたします。No.1に入る前に、この議案は4番委員  
の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定に  
より、4番委員 は退席願います。  
(4番委員 退席)

議長 No.1について、事務局より説明願います。

事務局 (3ページ、4ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願  
いたいと思います。6番委員 よりご説明願います。

6番委員 この内容について確認しました結果、事務局の説明通りで間違いのないと  
のことでした。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願いま  
す。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:13決定)

議長

続いて、No.2について、事務局より説明願います。

事務局

(3ページ、5ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。6番委員よりご説明願います。

6番委員

先ほどのNo.1の案件と同じ内容で、交換の案件です。事務局の説明どおり間違いありません。ご審議願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(4番委員着席)

(10:15)

議長

続いて、No.3について、事務局より説明願います。

事務局

(3ページ、6ページ朗読)

議長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。2番委員よりご説明願います。

2番委員

事務局の説明どおり間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

議長

担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員

こちらの2名は、親戚なのでしょうか。

事務局

親戚ではありませんが、今回の申請理由が、譲渡人の土地が、譲受人の土地にまたがっており、現況は、譲受人が借りて耕作している状況でした。そこで、譲渡人が今後も自分で耕作する予定はないので、売りたいとのことで、今回申請がございました。

議長

他に意見・質疑はございませんか。

(意見・質疑なし)

- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(10:21)
- 議長 続いて、議案第2号「令和4年度農用地利用集積計画適否決定について」の件を議題といたします。No.1～No.2について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。
- 事務局 (7ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。西郷・中郷地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。
- 推進委員 この案件につきまして、2月15日にそれぞれ確認しました。事務局の説明どおり間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(10:26決定)
- 議長 続いてNo.3に入る前に、この議案は 7番委員 の案件となります。よって、天栄村農業委員会会議規則第10条の規定により、7番委員 は退席願います。  
( 7番委員 退席 )
- 議長 No.3について、事務局より説明願います。
- 事務局 (7ページ朗読)
- 議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。担当の塚目委員が本日欠席ですので代わって、西郷・中郷地区農地利用最適化委員よりご説明願います。
- 推進委員 この内容について確認しました結果、事務局の説明通りで間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。
- 議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)
- 議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(7番委員着席)

(10:29決定)

議長 続いてNo.4について、事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区 農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 2月14日に確認をとりました。■■■さんは農機具が古くなってしまい、息子さんも単身赴任しており、今回お願いしたとのこと。事務局の説明通りで間違いありません。ご審議のほどよろしく願います。

委員 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:33決定)

議長 続いてNo.5について、事務局より説明願います。

事務局 (7ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。上松本・下松本地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、2月14日に確認しましたところ、事務局の説明通りで間違いのないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:35決定)

議長 続いてNo.6について、事務局より説明願います。  
事務局 (7ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 大里北部・大里中部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。  
推進委員 この件について、再設定ということで確認しましたところ間違いないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。  
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(10:37決定)

議長 続いてNo.7について、事務局より説明願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 大里北部・大里中部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。  
推進委員 この件について、再設定ということで確認しましたところ間違いないとのことでした。ご審議のほどよろしく願います。  
議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。  
(意見・質疑なし)  
議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。  
異議なしの方は挙手を願います。  
挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。  
(10:39決定)

議長 続いてNo.8～No.9について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。  
事務局 (8ページ朗読)  
議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件に関しまして、2月の13日に確認しましたところ、間違いのないことでした。■■■さんは、腰が悪く農作業ができないとのこと、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

8番委員 確認ですが、農地中間管理事業の賃借事業については、賃借料は、今でも一括でもらえますでしょうか。

事務局 現在は、毎年、年末にお支払いいただくようになります。

議長 他に意見・質疑はございますでしょうか。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:43決定)

議長 続いてNo.10～No.12について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (8ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件に関しまして、2月の13日に双方に連絡をとりましたところ、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:47決定)

議長 続いてNo.13～No.15について、関連がございますので、一括して事務局より説明願います。

事務局 (8ページ～9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 大里東部・大里南部地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件に関しまして、2月の13日に連絡をとりましたところ、間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:51決定)

議長 続いてNo.16について、事務局より説明願います。

事務局 (9ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、担当委員の説明を得ながら審議を願いたいと思います。 今坂・中屋敷・太多郎地区農地利用最適化推進委員よりご説明願います。

推進委員 この件について、再設定ということで確認しましたところ間違いのないことでした。ご審議のほどよろしく願います。

議長 担当委員の説明が終わりましたので、意見・質疑のある方は挙手願います。

(意見・質疑なし)

議長 意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

(10:52決定)

議長 続いて、議案第3号「令和5年度農作業労働賃金標準額の設定について」の件を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 (10ページ～11ページ朗読)

議長 事務局の説明が終わりましたので、各委員より忌憚きたんのないご意見をお聞かせ願いたいと思います。意見・質疑ある方は挙手願います。

事務局 令和5年度の「農作業労働賃金標準額の設定について」ですが、資料は、令和4年度を参考に作成しております。といいますのは、現在は、資材の



高騰・燃料高騰などの影響を受けておりますが、不安定な情勢の中、情勢に合わせて流動的に設定するのではなく、一つの基準として設定するのはどうでしょうかと考えます。あとは、皆様の現場の声をお聞かせいただき、見直すところは見直す必要があると思いますので、忌憚のない意見をいただければと思います。なお、日雇い作業の賃金標準額ですが、福島県の最低賃金が858円（1時間）ですので、8時間でかけますと6,864円となります。こちらでは、7,000円で設定しておりますので、変更しておりません。よろしく願いいたします。

議長

ただいま事務局より説明がありましたが、資材あるいは、燃料が高騰しておりますが、流動的であるということで、資料は昨年度のものを参考に作成しております。皆様から何かありましたら、お願いいたします。

8番委員

先ほど事務局よりありましたとおり、変更なしでよいと思います。流動的でありますし、相対的に細かい部分は、調整いただいて、基準はあまり変えないほうが良いと思います。

議長

他に異議ございませんか。

（意見・質疑なし）

議長

意見・質疑なしと認め、これより採決いたします。

異議なしの方は挙手を願います。

挙手多数でありますので、本案は原案のとおり可決いたしました。

（10：58決定）

議長

以上をもちまして本日提出された案件の議事を終了しました。

これをもって議長をおろさせていただきます。

ご協力ありがとうございました。

事務局長

慎重審議ありがとうございました。閉会を職務代理よりお願いいたします。


職務代理

以上を持ちまして、第2回天栄村農業委員会総会を閉会致します。

（10：58終了）

天栄村農業委員会会議規則第13条第2項に規定により署名する。

令和5年3月20日

内山正勝 

佐藤芳栄 

岡谷 愛 